

「第10期福井県高齢者福祉・介護保険事業支援計画」策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

「第10期福井県高齢者福祉・介護保険事業支援計画」策定支援業務委託

2 業務の目的

福井県では、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「第10期福井県高齢者福祉・介護保険事業支援計画」（以下「第10期計画」という。）を策定する。

策定にあたっては、地域包括ケアシステム推進のための地域資源情報等の調査分析を行うとともに、地域包括ケアシステムをどのように推進していくかを圏域ごとに提示し、地域の保健・医療・福祉の専門家や従事者、学識経験者等の意見を反映させ、実現性の高いものとする必要がある。

これらの業務を行うにあたって、受託事業者が有する行政計画策定等に関する豊富な実績や優れた分析能力等を活用することで、より円滑かつ効果的な計画策定を行うことを目的とする。

3 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 施策等検討に要するデータ収集・分析、資料作成

- ①令和7年度に県内市町が実施した「在宅介護実態調査」および「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」のデータを整理、分析のうえ、調査結果報告書を作成すること。
- ②本県の第10期計画に係る関連データ（県内高齢者、介護保険サービス等）の現状分析、将来推計を行い、図表やグラフを用いて報告書を作成すること。また、本県の第9期計画に掲載している統計データ等については、時点修正を行い、最新のデータに置き換えること。
- ③地域包括ケア「見える化」システム等を活用して、老人福祉圏域、市町単位ごとにデータシートを作成し、全国および県全体等と比較して、それぞれの特徴・課題を客観的に把握できる資料を作成すること。
- ④上記の結果等から、第10期計画策定に必要な資料を随時作成すること。

(2) 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、要支援・要介護認定者数、介護サービス見込み量、介護サービス給付費、介護保険料および介護人材等の将来推計および分析

将来推計および分析については、地域包括ケア「見える化」システムを活用して、市町の報告データを集計すること。（令和8年8月～令和9年3月までの間で計4回程度予定）

(3) 県業務支援

- ①地域包括ケアシステム推進に向けて県が必要な施策を検討するために必要な調査資料や分析結果、県の施策方向性について提示すること。
 - ア 福井県の介護保険施策方向性（将来の方向性も含めて）
 - イ 地域包括ケア「見える化」システム（国から提供される見える化データ）の分析、計画への提案
 - ウ 施設整備（将来の必要見込みも含めて）
 - エ 市町の介護保険運営への支援策
 - オ 介護予防、自立支援・重度化防止策の提言（具体的な内容）

- カ 在宅医療・介護連携（課題や将来見通しも含めて）
- キ 人材確保・介護現場の生産性向上（将来の需給見込みも含めて）
- ク 介護給付費の適正化に向けた提言（具体的な内容）
- ケ 認知症施策推進大綱に基づく施策（課題や将来見通しも含めて）
- コ その他介護保険行政に必要となる事項

②計画策定を検討するための県懇話会等の運営を支援すること。

- ア 県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画策定懇話会 委員 12名程度
 - ・令和8年7月～令和9年3月の間に、福井市内で計4回程度予定
 - ・会議資料の作成支援
 - ・会場の設営等、懇話会の運営補助
 - ・懇話会に出席し、議事録作成
- ※会議の開催日から原則として7日以内（休祝日除く。）に反訳データを提出し、県事務局において確認校正する。
- イ 協議の場（医療・介護の体制整備に係る協議の場）
 - ・県健康福祉センター（計6箇所）において、計画を策定する上で医療計画との整合性を確保するための協議の場として、令和8年6月～令和9年3月の間に県が開催する会議に係る資料の作成

③計画素案作成

- ア 計画素案の作成
 - ・「第9期計画」並びに「国からの第10期計画の基本指針」を踏まえ、県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画策定懇話会および協議の場での意見等を反映した地域包括ケアシステムを推進するための計画素案を提示すること。その際、計画の理念や数値などを視覚的に理解できるよう効果的に図表およびグラフを用いること。
- イ 計画素案データ
 - ・エクセル、ワード等のデータ加工可能なものおよび冊子印刷の際に使用できるPDFファイル
- ウ 計画素案の提出期限
 - ・令和9年1月中旬
- エ 計画案意見照会用資料の作成
 - ・パブリックコメント用素案のデータ作成およびパブリックコメント等で提出された意見について、必要に応じて計画に反映させること。

④計画最終案作成

- ア 計画最終案について、計画の理念や数値を視覚的に理解できるよう効果的にグラフ、図、イラスト等を追加し、デザイン、レイアウト等を県と協議の上、作成すること。
- イ 本編 A4版 150ページ程度
- ウ パンフレット A4版 16ページ程度
- エ 計画データ
 - ・エクセル、ワード等のデータ加工可能なものおよび冊子印刷の際に使用できるPDFファイル
- オ 計画最終案の提出期限
 - ・令和9年3月19日（金）

5 概ねのスケジュール（予定）

年 月	内 容	懇話会検討内容（想定）
令和8年7月	・第1回懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針確認 ・今後のスケジュール確認 ・第9期計画の進捗管理報告 ・第10期計画の方向性と施策体系確認 ☆在宅介護実態調査および介護予防日常生活圏域ニーズ調査の結果報告 ・課題検討（3テーマ）
8月	・第2回懇話会	・課題検討（3テーマ）
12月	（12月県議会）	（計画骨子案提示）
	・第3回懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ☆老人福祉圏域、市町単位ごとのデータ分析結果報告 ・KPI設定 ・課題検討（2テーマ）
令和9年1月	・第4回懇話会	・計画素案の検討
2月	（2月県議会）	（計画素案提示）
3月	・パブリックコメント	

※計画策定に係る懇話会のスケジュールを主としたものです。また、スケジュールおよび懇話会検討内容は今後の情勢により変更となる場合があります。

6 成果物（計画最終案データ等）の利用及び著作権

- (1) 受託事業者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第27条（翻訳権、翻案権等）、第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利について、福井県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 福井県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変しまたは任意の著作者名で任意に公表することができることとする。
- (3) 成果物に、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受託事業者はその著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に関わる一切の手続きを行い、その費用は契約額に含めるものとする。
- (4) 受託事業者は、すべての成果物が第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害していないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託事業者が負うものとする。ただし、福井県の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。

7 その他留意事項

- ・業務の履行にあたっては、受託事業者は業務内容を十分に理解し、経験と専門技術を有する担当者を用いるものとし、県と必要な連絡調整を十分に行い、業務を進めること。
- ・業務を適正かつ円滑に実施し、相互の信頼関係を維持するため、県と受託事業者は常に綿密な連絡調整を行い、業務の方針および条件等の疑義を正し、その内容については、必要に応じて受託事業者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認すること。また、県から業務の改善を求めた場合は、受託事業者は速やかに対応すること。なお、受託事業者における業務責任者または業務担当者は月1回程度の頻度で福井県を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うこと。
- ・県および市町が保有する、もしくは取得が容易な情報・データについては、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて受託事業者に提供する（市町が保有するデータについては市町の協力が得られるものに限る）。
- ・業務の履行に必要な一切の経費（調査費、旅費、資料作成費等を含む。）は契約額に含まれるものとする。
- ・受託事業者は、この契約による業務の処理により、直接または間接に知り得た情報は、契約期間中および契約終了後においても一切、第三者に漏洩してはならない。
- ・契約終了後、受託事業者の責任による事象が生じた場合には、福井県の指示に従い、成果物（計画最終案データ等）の修正等、必要な処理を受託事業者の負担において行うものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに福井県と協議のうえ、その指示に従うものとする。